

「発電設備総点検にかかる事案数・件数」一覧表の更新について

2007 年 4 月 10 日
電気事業連合会

＜ご参考 1＞ 各電力会社の報告事案数(設備毎)

	北海道	東北	東京	中部	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	電源開発	日本原電	計
水力	3	8	17	11	9	4	17	2	4	－	6	－	81
火力	11	14	10	15	8	12	35	0	1	11	13	－	130
原子力	0	8	20	14	4	8	29	0	0	－	－	15	98
計	14	30	47	40	21	24	81	2	5	11	19	15	309

(注 1) 4 月 10 日に公表の、北海道電力 1 事案(火力)、中国電力 1 事案(火力)を追加。
(注 2) 今後新たな事案が確認された場合は各社の判断で適宜公表。

＜ご参考 2＞ 部門別の報告事案数および件数

水力		火力		原子力		総合計	
事案数	件数	事案数	件数	事案数	件数	事案数	件数
81	8984	130	1210	98	459	309	10653

※4 月 10 日に公表の北海道電力の 1 事案(火力 1 件)、中国電力の 1 事案(火力 2 件)・(原子力 1 件、評価 C)を追加
※件数はその後の各社への聞き取りによるもので 各社集計方法は必ずしも一致していない。
なお回数が不明でカウントが困難な事案は 1 件として集計

調査対象
水力発電設備 1,842 ユニット
火力発電設備 664 ユニット
原子力発電設備 56 ユニット
可能な限り設備建設時まで遡り調査

原子力の評価区分毎の事案数と件数

評価区分	原子力	
	事案数	件数
A	6	7
B	13	47
C	27	284
D	36	84
その他	19	37
計	98※1	459

※1 ひとつの事案の中に評価区分の異なる事実があるため、評価区分合計数とはあわない。

評価区分(例)

A:法令かつ保安規定に抵触し、かつ設備の健全性が損なわれていたもの
B:法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触し、且つ設備の補修を伴ったもの
C:法令、保安規定、地元との協定のいずれかに抵触するもの、あるいは、法令、保安規定、地元との協定への影響は軽微だが広範囲に行われていたか又は継続的に行われていたもの
D:法令、保安規定、地元との協定への影響が軽微なもの
その他:上記区分に含まれないが各社が不適切と判断したもの
※評価区分は各社によって表現に若干の違いが有るため、例として表記。

以上